別記様式(第4条関係)

会議録

会議の名称	第１８回加東市東条地域小中一貫校開校準備委員会
開催日時	令和３年３月２４日（水）　１９時００分から２０時１５分まで
開催場所	ミナクル（南山活性化支援施設）大会議室

議長の氏名　（委員長　石田和伸）

出席及び欠席委員の氏名

【出席委員】２８人

岸本耕一委員　石田和伸委員　近藤光浩委員　岸本美智代委員　藤原尚弘委員
眞海秀成委員　上中彰文委員　新谷裕亮委員　仮屋昌晴委員　岸本吉晴委員
山本信行委員　松本浩委員　土肥昭彦委員　衣川かおり委員　久保眞弓委員
藤原逸也委員　武中和也委員　鷹崎仁司委員　出井克典委員　岸本知哉委員
三隅正登委員　柳隆之委員　藤原路寛委員　門林宏明委員　西田千枝子委員
中山庸平委員　尾﨑高弘委員　泥谷智明委員

【欠席委員】３人

小林和也委員　小原亮太委員　大野久子委員

説明のため出席した者の職氏名

【教育委員】

田中寿一教育長職務代理者　藤原哲史教育委員

出席した事務局職員の氏名及びその職名

教育長　藤本謙造

教育振興部長　田中孝明　こども未来部長　広西英二

こども未来部参事兼学校教育課長　後藤浩美

こども未来部学校教育課副課長　井上　聡

こども未来部小中一貫教育推進室　室長　柴﨑俊之

同　副課長　丸山真矢

同　係長　郡　龍仁

同　主事　上山裕之

報告及び説明、会議結果、会議の経過及び資料名

【報告及び説明】
（１）東条地域小中一貫校建設工事進捗について
（２）東条地域小・中学校式典について
（３）コミュニティ・スクールについて
（４）その他

【会議結果】

報告及び説明（１）～（４）資料に基づき、事務局から説明後、質疑応答を行いました。

【会議の経過】
１　開会
教育長あいさつ

２　報告及び説明

（１）東条地域小中一貫校建設工事進捗について

（委員長）
この委員会も 18 回を数えております、その間にはいろんなことがございました。皆様方の御理解、御協力を得まして、校舎の工事が進んでおります、これも皆様方のお力添えがあったと心から感謝申し上げます。
皆さん思いもいろいろあると思うんですけれども、密にならない、あまり長くならないで、進行がスムーズに進むように御協力をお願いします。
事務局、説明をお願いします。
（事務局）
それでは、東条地域小中一貫校建設工事の進捗について御報告をさせていただきます。
資料の１を御覧ください。
令和２年７月から小中一貫校の建設工事に着手しています。校舎の完成を令和３年 11 月末としております。添付の写真ですが、令和２年８月末から令和３年２月までの工事の状況の全景写真を添付しております。東条中学校の屋上から撮影させていただいた写真です。
１枚目が、令和２年８月末の写真で、建物の基礎を構成する柱状改良工事を行っている写真です。下の写真ですが、令和２年９月末の写真で、建物の基礎を行うために掘削工事を行っている写真です。３枚目以降の写真は、建物の基礎、床、柱へと工事が進んでいる写真です。
最後の写真が、令和３年２月末の写真です。写真中央やや左の建物が東条文化会館のコスミックホールです。その手前、１段高く工事が進んでいるところが教室棟です。その手前、県道に面して工事を行っているところが体育館棟です。教室棟ですが、1

階の床、柱、2 階床のコンクリート工事が完了しており、2 階の柱へと工事が進んでおります。体育館棟は 1 階床下のコンクリート工事が完了しておりまして、1 階柱の工事を行っております。
　令和 3 年 2 月末時点の工事の出来高ですが、21.2%となっております。令和 3 年 3 月末時点では 26.7%となる見込みでございます。今年の 11 月末の校舎完成に向けまして、安全に十分注意しながら工事を施工していきます。
　以上で東条地域小中一貫校建設工事の進捗についての御報告とさせていただきます。

（２）東条地域小・中学校式典について

（事務局）
　引き続きまして、この 3 月で閉校します東条地域の小学校、中学校、それから 4 月に開校を迎えます東条学園小中学校の式典や行事につきまして御報告をさせていただきます。
　資料 2 を御覧ください。
　まず、東条地域 3 校の閉校式典についてですが、東条中学校は、令和 3 年 3 月 27 日土曜日を予定しております。東条文化会館コスミックホールにおきまして午後 1 時半からオープニング、1 時 55 分から閉校記念式典、3 時から記念演奏会を予定しております。
　東条東小学校は、令和 3 年 3 月 28 日日曜日、東条東小学校の体育館におきまして午前 9 時半から閉校記念式典、10 時 20 分から思い出を振り返るスライドショー、10 時 50 分からミニコンサートを予定しております。
　東条西小学校は、3 月 28 日日曜日、東条西小学校の体育館、午後 1 時半から閉校記念式典、2 時 15 分からスライドショーや校内ウォークラリーということで、各校で特色を生かしたイベントも含めまして計画をしております。
　こういった時期ですので、新型コロナウイルス対策を講じて開催いたします。
　また、東条学園小中学校開校記念式典につきましては、令和 3 年 4 月 7 日水曜日午前 10 時に開会ということで、東条文化会館コスミックホールにおきまして開催を予定しております。4 月 7 日、開校記念式典を開催いたしますが、ほかにも、大変たくさんの行事を開催いたします。
　3 番でございますけれども、4 月 7 日の午前 8 時半から着任式を行いまして、9 時半から前期課程の始業式、前期課程とは 1 年生から 6 年生までの教育課程でございます。10 時から開校記念式典を行いまして、午後 1 時半から後期課程の進級式、これまでは中学校の入学式を挙行しておりましたが、後期課程への進級式ということで、一つの節目を大切にした行事を予定しております。
　後期課程進級式は東条中学校の体育館にて開催します。7 年生と保護者の方に参加いただきまして、学園生会の運営によりまして後期課程という新たなステップに進んだ 7 年生を迎える行事を計画しております。
　引き続きまして、午後 2 時半から後期課程の始業式ということで予定しております。
　次の日、4 月 8 日木曜日でございますけれども、午前 10 時から前期課程の入学式ということで、前期課程の体育館、現在の東条東小学校の体育館でございますが、こちらにて開催しまして、1 年生と保護者の参加、最高学年であります 9 年生が参加して、新 1 年生を出迎えるというような準備を整えております。
　裏面でございますけれども、学校が開校しますといろんな行事がございます。令和 3 年度の学校行事につきましてはこのように計画いたしております。

まず、儀式的行事としまして、1年生の入学式、5年生、8年生のステージ進級式、7年生の後期課程進級式、4年生の2分の1成人式、6年生の前期課程修了式、4年生、7年生のステージ修了式、9年生の卒業証書授与式を計画しております。
また、校外学習につきましても、6年生で平和学習としまして広島へ、7年生でスキー教室、8年生で京都への校外学習、9年生で平和学習としまして令和3年度は鹿児島へ修学旅行を予定しております。
また、体育大会につきましては、1年生から9年生までの同日開催としまして、1年生から4年生までが前期課程校舎で午前中、5年生から9年生までが後期課程校舎で1日を予定しております。
学園祭につきましては、1年生から9年生は音楽発表会を開催しまして、7年生から9年生につきましては文化発表会も並行して行うという計画をしております。
新校舎完成後の令和4年度以降につきましては、校舎の形態や各行事の教育的効果について検証を加えながら開催日程や内容を検討していく予定でございます。
以上、式典や行事につきまして御報告とさせていただきます。
（委員長）
これらのことにつきまして、御質問等ありますでしょうか。
一貫校の進捗状況、それから学校の行事の説明がございました。これで進ませていただいてよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

（3）コミュニティ・スクールについて

それでは、3つ目のコミュニティ・スクールについて、事務局、説明をお願いします。
（事務局）
失礼いたします。
前回の開校準備委員会におきまして学校運営協議会の目指す目的ですとか主な役割、趣旨、こういった概要につきましてスライドを使いながら御説明をさせていただきました。その際、学校運営協議会の役割にありました学校運営に関する基本的な方針を承認するというような役割がございますが、「承認」という言葉をどのように理解していくのかということにつきましても御意見をいただきましたので、そのことも含めて再度御説明をさせていただきたいと思います。
まず、資料3を御覧いただきたいと思います。
学校運営協議会を設置した学校をコミュニティ・スクールと呼び、学校運営への必要な支援に関する協議をする場、これが学校運営協議会でありまして、そのメンバーとしましては児童または生徒の保護者、あるいは地域住民、校長や教職員も入りまして地域と学校が一緒になって考える場としての体制を整えてまいります。
育てたい子ども像ですとか目指すべき教育、こういったビジョンを保護者や地域と共有して地域と共にある学校づくりを目指してまいります。
学校長から学校運営の基本方針や教育活動について説明を受けまして、それを共通理解することを通して学校と目標を一つにし、学校運営の最終責任者であります学校長を支え、学校を応援するという役割を担ってまいります。学校運営協議会は学校の応援団となり、子どもたちを共に育んでいく仲間ということでございます。
校長から説明を受けた学校教育の基本方針ですとか、それから教育活動、地域の活動が結びついていく、それぞれの活動で目指す目標とかビジョンがございますけれども、そういったものを共有していきながら協働して活動を行うことで、これまで学校

だけとか、あるいは地域だけにとどまっていた活動がリンクをしていきながら、社会全体で子どもたちを育てていくことを目指しております。
学校運営協議会の役割ですとか、あと運営につきましては、法律によって定められております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律という法律がございまして、それに基づいて行われますので、教育委員会で規則をしっかり定めまして、枠組みの中で効果的な運営をしていきたいと考えております。
その規則が資料4でございます。
この中から主な事項について御説明をさせていただきます。
まず、学校運営協議会の役割につきまして、規則の第3条のところに定めてございます。「対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得る」ものとしております。
その「承認」という言葉の理解につきまして、前回の開校準備委員会で御意見をいただきました。校長から説明された学校の運営方針に対して、例えば委員のうちどなたかお一人でも「認めない」という意見を言われれば、その時点で否決されて終わりですとか学校運営ができないということではございません。「承認」という言葉の捉え方としましては、決定を下すものではなくて、説明を受けまして、それで行きましょう、その方向で子どもたちに関わってまいりましょうということで共通理解や確認をするという意味合いとお考えいただければと思います。
また、学校運営協議会は委員の皆さんでお話をしていただく「合議制」という形を取りますので、委員全員で話をすることが大切になってまいります。もちろん委員さんからの意見ですとか提案がありましたらそれについてまた話合いをしまして、修正を加える部分があれば修正をしていきながらすり合わせをして学校運営方針を承認ということになります。もちろん学校長におきましても、委員の皆さんが理解されるように納得するまで説明をするということも前提にございます。
引き続き、第14条におきまして、学校運営協議会の適正な運営ということについて定めております。第14条にありますように、「教育委員会は、協議会の運営状況について的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、または生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする」としておりまして、必要に応じて教育委員会も含めて子どもたちを育てる方向性というのを確認してまいりたいと思っております。
また、委員さんとしてお守りいただくような事柄につきまして、第12条に守秘義務等についてということで定めております。学校に関わる協議を行いますので、子どもたちの実態に基づきながら具体的なお話をしていただくことがあるかと思います。そこで知り得た情報がございますので、そういったことについては守秘義務を守っていただきながら支援をしていただく必要がございます。
また、同じく12条の第2項におきましては、「次に掲げる行為をしてはならない」として、特に第3号に「その他協議会及び対象学校の運営に支障を来す言動を行うこと」としまして、委員の皆様で合議制の下、協力しながら子どもたちを支援していく体制を整えていきたいということで明記しております。
規則の第3条にお戻りいただけますでしょうか。
第3条におきまして、学校運営協議会で承認する学校運営の基本方針が幾つかございますが、その主な内容としましては、例えば1つ目、「教育課程の編成」、各教科の授業時数ですとか年間指導計画に関わること等が入ります。
2つ目としまして「学校経営計画」、学校の教育目標を基にどのような活動を重点的に行っていくかということが含まれます。
3つ目としまして「組織編成」、基本的な学校運営の方針を実現していくためには

どういった体制を整えていくことが必要か、こういったことにつきまして協議会において承認された基本的な方針に基づき学校運営をしていくということになります。
あと、主な役割の２つ目としまして、規則の第４条、こちらに学校運営に関する意見の申出についてと書かれております。4 条の第 1 項におきましては、「協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会または対象学校の校長に対して意見を述べることができる」としております。
また、同じく第 4 条の 2 項には、「協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して学校運営に関する基本的な方針の実現に資する事項（特定の個人に関することを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる」としています。これは、誰々先生がどうであるとかという個人的なものではなくて、例えば学校長から示される方針の中で「外国語教育に力を入れていきたい」という方針がなされれば、委員さんから、「では専門的な教員をぜひ配置してほしい」というように、学校運営協議会の委員全員で共通理解を深めながら基本方針を達成するためにはどんな体制がいいのかというようなことにつきまして意見をいただくと御理解いただければと思います。
また、第 7 条につきましては、組織のことを定めております。協議会の委員は 20 人以内とし、「次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する」としております。対象学校に在籍する児童または生徒の保護者、対象学校の所在する地域の住民、対象学校の運営に資する活動を行う者、これは学校の活動と地域の活動とを結ぶ役割をしていただいている方を指しますけれども、さらにその他教育委員会が適当と認める者としております。
これまで小中一貫校開校後におきましては、この開校準備委員会を学校運営懇話会という形で発展的に移行していく計画でございました。懇話会は、今回設置する学校運営協議会と名称は違いますけれども目指すところ、趣旨や目的というのは同じでございます。つまり、地域の皆さんの意見を学校運営に生かしながら、社会全体で子どもを育む組織として考えてまいりました。
学校運営協議会の委員さんにつきましては、開校準備委員会に参画いただいた団体の方ですとか、それからふだんから学校の教育活動や子どもたちを支援する活動に多くの団体さんに関わっていただいておりますので、そういった方から委員として参画していただく予定にしております。開校準備委員会の皆さんの意志を引き継ぎながら、学校運営協議会を運営していきたいと考えております。
第１回目の会議を４月に開催予定しておりまして、会長、副会長の選出ですとか、学校長からの基本方針の説明ですとか、１年間のスケジュールを確認しまして、具体的にどのような活動をしていくかということを協議していく予定でございます。
教育課題というのが大変複雑化、多様化しております。地域と力を合わせながら子どもたちを育んでいくことで課題の解決というのが見えてまいります。持続可能、続けていくということが大変キーワードになってくるかと思いますので、そういった仕組みづくりというのも必要であります。継続的に地域と学校の思いをすり合わせながら話をする場、地域ぐるみで子どもたちを育むための学校運営協議会、こういった設置が不可欠だと考えておりますので、4 月から東条学園の開校とともに体制を整えていくよう頑張ってまいりたいと思います。
以上でございます。
（委員長）
コミュニティ・スクールについての説明がございました。説明だけでは難しいこともあると思います。
何か御質問等ございましたら、よろしくお願いします。
今、学校は社会情勢から閉鎖的ということが話題になっていますので、そういうこ

とがないように、地域と学校とが一体となって教育を行っていくというふうな方向へ進んでいきたいという流れがあると思います。その中で、委員さんから意見をいただいて、地域全体と学校とがとにかく子どもたちを育てていくという、こういう委員会でございます。異議が無ければ、皆さんに御理解いただきまして、御協力を願いたいなと思います。いかがでしょうか。

〔異議なし〕

（４）その他

（委員長）
次、4つ目のその他について事務局から説明をお願いします。
（事務局）
失礼します。
資料5を見ていただけますか。
今まで開校準備委員会では様々な協議をしていただきました。その中で4点を整理しております。
1項目としまして、閉校後の学校の活用方法についてです。
東条東小学校及び東条西小学校に関しましては、加東市案に基づきまして、東条東小学校、西小学校の閉校後の活用検討委員会で協議を行うとしております。
(1)東条東小学校に関しましては、北校舎2階建ての部分を改修しまして、各部屋を避難所、避難場所、防災備蓄倉庫、アフタースクール、地域の子ども教室及び地域のコミュニティー活動の拠点として活用する計画としています。
南校舎3階建ての部分、プール、体育倉庫、体育館に関しましては解体という案を出しております。
(2)東条西小学校に関しましては、体育館を改修しまして、避難所、避難場所、小学生チャレンジスクール及びスクールバス乗務員の待機場所として活用する案を出しております。体育倉庫は防災備蓄倉庫として活用、校舎及びプールについては解体という案を出しております。
(3)東条中学校です。校舎、体育館及びプール等を解体しまして、東条学園の駐車場、大グラウンド及び部室棟を整備していく加東市案を出しております。
2項目としましてはアフタースクールの運営方法についてです。
まず、保護者アンケート及びその内容の報告をさせていただきます。
東条学園の開校に伴いましてのアフタースクールの運営に関する意向調査を実施しております。アンケートに関しましては昨年の9月3日から18日の間で行っており、東条地域在住の5歳児及び東条東小学校、西小学校の1年生から5年生の保護者を対象に行っております。
そのアンケートの結果です。回収率に関しましては79.3%、内容に関しましては、1か所で実施、またはどちらでもという意見が76.1%となっております。
また、保護者への報告も行っております。令和3年1月23日開催いたしました加東市スクールバス運行の説明会におきまして、アフタースクールの運営方法、実施場所についての報告を行っております。この際には意見等はありませんでした。
運営の方法としましては、令和3年4月から現東条東小学校区、東条西小学校区を合わせまして東条アフタースクールとして1か所で実施ということになっております。令和3年4月以降は現東条東アフタースクール及び東小学校の体育館で実施していきます。令和4年1月以降に関しましては、現東条東アフタースクール及び東小学

校の校舎で実施していくとしております。
3 項目としましてはスクールバスの運行方法です。
令和 3 年 4 月から 12 月までの間、西小学校の児童、運行経路としましては、一緒に別紙として用意させてもらっていますスクールバスの時刻表のとおりで実施したいと思っております。
平成 28 年度にスクールバスの運行につきまして、皆様方と協議を行った際に、課題として認識しておりました新定の大谷の場所なんですけれども、この 4 月からの新入生がおられますので、当時予定しておりました笠小屋公会堂を乗降場所に設定しております。
乗降場所は、東条公民館、あと旧東条西小学校、笠小屋公会堂、厚利公民館、大畑公民館としております。
4 項目、東条中学校屋上にある天体望遠鏡についてです。
実情としましては、天体望遠鏡の本体の劣化が生じており、天体観測に支障をきたしており、ドームの天体観測装置も壊れているという状況になっております。機器そのものの移設、また移設場所の設定も今の東条学園の工事の中においての設定が困難という部分もあります。
また、再設置には多額の費用を要します。
以上によりまして、少なくとも再設置は難しいんですけれども、これまでの経緯を踏まえましたパネル展示を行うべきとしておりますが、建設工事もまだ現在行っております、また現中学校の校舎の解体工事も令和 4 年度となっておりますので、学校運営協議会におきましての協議の対象にしていけばと考えております。
以上で 4 点の項目についての報告とさせていただきます。
（委員長）
1 つは閉校後の学校の活用方法、それから開校後のスクールバスの運営、それとアフタースクールの運営、最後に天体望遠鏡、大きなドームの維持について説明がございました。
この 4 つにつきまして、どれでも結構ですので何か御質問等がございましたらよろしくお願いします。
（委員）
開校準備委員会で聞くのもおかしいけれど、説明の閉校後の学校活用についてです。ここに書いてあるように小学校ごとに閉校後の活用検討委員会が置かれて、跡地利用をどうしていくかということから話をしようかということで、おととしの 10 月以前ですか、2 回ほど集まって話をして、そのときには地域にどんな希望があるかということをまず聞いてほしいという話になったんです。
2 回か 3 回か集まったと思うんですけれども、なかなか案も出なかったんですけれども、いろんなことを考えなあかんと話をしていたんです。
それから、開催できない状況になってしまったという部分もあるんでしょうし、それから市の思いもある程度固まらないと、まとめてもらわないとという思いが僕もあったんですけど、そんなこともあったから、開かれないまま来てまして、その後、何の連絡もないんです。委員としては 8 人ぐらいおったと思います。
答えが出ないものは出ない、出ないで解散するでいいんですけれども、まだ形としては残っているはずなんです。何の話も聞いていない、市としてはこういう方向性やからそれでどうやろうという相談すらない、それでここでこういう話をされて、当事者が知らんのに勝手に第三者に話をされて、それで活用委員会で協議を行うという仕事だけ残すと、これは僕許されへんと思う。
今、市としてはこう思っていると報告されたということは了解しますけれども、そしたら活用検討委員会に何の通知もないというのはどういうことなんですか、これ

は。
　こんなことを今さら言ってもどうにかなる話じゃないからもう少し詰めるなら詰めないといけないけど、ただ話の筋としては勝手に委員会をつくっておいて、それで何か具合が悪くなったら委員会で言うてくると。検討委員会は解散して下さい、というふうに委員の一人としては思います。
　こういう話があったということだけ。回答要りません。
　以上です。
（委員長）
　ありがとうございます。
　活用委員会があったんだけれども、その意見を聞かずにこういう案を出しているんだということで、そこらの経過を説明していただけますか。
（委員）
　もう結構です。
（委員長）
　そうですか。
　こういうことがあったということは覚えておいてください。
（事務局）
　私もそのとき活用検討委員会事務局でおりました。中身について少しだけ違うところがあるので、そのときの思いというのをお話しさせていただきたいです。
　委員さんおっしゃるとおり、地元でも活用方法、いろんなところから意見を収集してくださいということはお願いをさせていただきました。ただ、全てをそのまま残してくださいということになっても、それを維持していくことについては難しいと思います。まず、市としたらどこまでのことやったらできるやろうと、どれだけやったら残せるやろうと、それを示さないことには、委員さんにどうしましょうと言っていい意見を出していただいても、それやっぱり無理ですわということになったら申し訳ないなという思いがありました。
　委員がおっしゃるとおり、なかなか集まっていただけなかったというのは、それはもう、市として、委員さんに声をかけておきながら空白期間ができたことについては申し訳ないと考えております。資料５にも書かせていただいているんですけれども、一応市としましては、こうすることについてはどうでしょうかということ、たたき台として出させていただいて、今後検討を進めていただけたらと思っておりますので、大変御立腹をさせて申し訳なかったんですが、引き続き中断しておりました閉校後活用検討委員会を開催させていただきたいと考えています。どうぞ御協力よろしくお願いいたします。
（委員長）
　私も認識不足で、その後の活用委員会は知らなかったです。
（委員）
　構成委員は区長だけではなく、ＰＴＡの関係者とか、それから恐らく推進協議会のメンバーだったと思います。
　今おっしゃったことに重ねて言うと、あのときの話で僕が覚えておったのが、市の基本的な枠組みを聞かせてもらわないと、建物、あるいは土地の利用だけのお話をされておるのか、公の施設的なものとして人的なものまで含んで何かお考えがあるのかとか枠を示さないと、かえって変な話をしてしまうとという思いはあったんです。
　枠組みの話をして、その上で中身という話になるとある程度の大きさが見えて、お金のことを含めて話ができるということも思っていて、言おうかなと思っていたんですけど、無いままになってしまった。
　ここで言う話ではないと思います。ただ、話としてはおかしいと思うんです。それ

に対して意見を募っておいて、勝手に並べておっしゃるわけですよ。そんな仕事の仕方は絶対にないと思います。それだけ言っておきます。

（委員長）

分かりました。ということで、よろしくお願いしたいと思います。

ほかございませんか。

（委員）

アフタースクールについてなんですけれども、令和４年１月以降は東条東小学校の校舎を改修してアフタースクールに整備して、尚且つ、今の学校のアフタースクールと２か所でやる、その考え方を教えてほしいです。僕は１か所がいいと思う、東小の校舎を改修するなら、そこでするほうが、メリットがあると思うんですけれども。

それと、東条学園からアフターへ、バスで東小学校まで送ると思いますけれども、そのままなんですか。

（事務局）

アフタースクールなんですけれども、令和４年１月からは既存の専用施設が十分整っていますので、そこを拠点としながら、不足分を東条東小学校の部分で補っていくということで考えております。

専用施設はそれなりのちゃんとしたアフタースクール用に建てたものですので、まずはそこを中心に使いながら、それが一番子どもたちにいいだろう、その不足分を補っていくという考えで、２か所に分かれてとなりますけれども使っていくということで考えています。

（事務局）

アフタースクールの利用者に関しましてはスクールバスを利用しまして送っていく計画となっております。

（委員）

理由は何ですか。アフタースクールより遠い、長井や貞守の子は歩いて帰るんですよね。

（事務局）

教育委員会としましてもアフタースクールまで送る部分、アフタースクールまでの部分は学校の範疇であるということで運行することになっております。

アフタースクールの御利用じゃない方々に関しましては３キロ圏の話があります、歩いて帰ってもらうということになっております。

（委員）

ちょっとわからないです。学校を一歩出たら学校の管轄外ということになるんですか。下校して、校門を出たら。同じ子どもですよね、一緒に通う子どもが歩くのに、なぜ送らなあかんのですか。３キロ圏内は歩くことは大事やという話を言うんやったら、バスで送るという理由がいまいち分からないんですけど。ほかに通学してくる、南山の子も３キロくらいあって、何が違うんでしょう。僕から見たら同じ東条学園の子どもなんです、整合性がとれない。

（委員長）

１キロにあるところをなぜバスで送るのかということ。

（委員）

西小のアフターはバスで送らなあかんから分かるんですけど、東のアフターについては。

（委員長）

そういうことですね。

そこはどうなんですか。西地区の方は送るということは分かります、遠いから。

（事務局）

大変申し訳ないんですけれども、今まではずっと積み重ねてこういう話でアフターを経由していきますという話が続いてきましたので、一番最初のアフターを送っていくという資料の準備をしていなくて、すぐお答えできないんですけれども、これまで何回かスクールバスを説明させていただいて、最終の確認ということで、皆様には御理解いただいた上でこうやって来ているということで思っておりました。またその説明については何らかの形で、文書かなにかで回答させていただきます。最初の肝心なポイントを振り返ることが、説明ができず、申し訳ないです。

（委員長）

保留ということで。

（委員）

はい。

あと一つだけ。東条学園の新しい体育館にエアコンは入るんですか。

（事務局）

体育館での空調でよろしいですね。空調に関しましては、今の設計には入っておりません。

（委員）

今後も入る予定がない。

（事務局）

言われていますように、今というものではないですけれども何年かいたしましたら文科省としては体育館も空調という認識があるようです。ただし、今の現段階において今の東条学園の小・中学校の部分で補助メニューとかいろいろありますけれども、今の段階では空調が入らないことになっております。

（委員）

当たり前やと思うんですけれども、加東市立の体育館の空調はつきましたよね。最近やと滝野の体育館につきましたね。そのついた理由は。つけなければならない理由があったはずです。

（事務局）

滝野のスカイピアと、それから社武道館と社の第１体育館につきましては、今現在一部施工中ですが空調の設置工事を実施しております。

学校ですが、今の現状だけ申し上げますとコロナ関連で体育施設の空調設備につきましては熱中症対策と、それから換気機能向上ということで、学校以外の体育館については新たな補助メニューができました。今年度その補助メニューを使いまして換気ができる空調設備ということで社会体育施設につきましては整備をさせていただいているところです。

一方、現状の話ですけれども学校施設におきましては今まだ教室、まずは教室に設置していきましょうということで体育施設への、体育館、屋内運動場への補助のメニューが実際あるのはあるんですけれども教室優先ということで全く採択されていないような状況がございます。

（委員長）

社会的な体育館というのはもう全部、空調設備を設置する。学校設備に関して、教室はメニューがあるけれども体育館までは行ってないということでよろしいですか。

（委員）

東条学園の体育館は東条地域の一番ちゃんとした避難所になりますね。そういうのも含めて、しかも学校はもう３つになるのであれば一貫校は３校しかないんだから、そこに対して加東市としてエアコンをつけること自身は、空調設備ですね、これぜいたくとかで言うとるんじゃなくて、今現在 35℃とかになったときに運動したらあかんレベルの話とかになってくるんで、なんとかと思うんですけれども、それは加東市

として将来的に子どもの健康のためとか。
（教育長）
現在、熱中症対策としてはスポットクーラー等で休憩を取りながらやっているという状況です。今おっしゃっているように学校の体育館にもエアコンをというのは今後の課題だとは認識をしています。ただ何年先という話になりますのでそこは明確に言えませんけれども、一つの課題であろうということは認識をしているということで御理解ください。
（委員）
この間、アフタースクールの指導員の先生とお話ししていたときに聞いたんですけれども、東小学校のアフタースクール、今現在でも本当にいっぱいで、さらに西小の子どもたちも増えて、4月から今と同じ場所で本当にできるのかなって、もう本当に肘が当たったとかけんかも増えるしコロナ禍で密になっているようなのでこのままでやっていって大丈夫なんでしょうか、心配なんですけれども。
（事務局）
アフタースクール施設については、国が決めます面積があるんですけれども、東条東は現在108名を定員にしております。4月からの受入れが103名ということで、今の人数については定員を下回っているということです。
（委員）
専用施設と東条東の体育館を利用してという話やね。
（事務局）
はい。
（委員長）
アフタースクールの人数が多いという心配があるんですけれども、随時状況を見ながらまた検討していただいて、場所があればもう少し広く使う。
（事務局）
実際の運用でいろいろ工夫しながら子どもたちのためにやりたいと思います。
（委員長）
ありがとうございます。
ほかございませんか。
（委員）
避難所のことに関しまして、あのときにいろんな対策をしますと、具体的にどうするかという話がそのときには検討しますという話で終わっていたんです。現実にはあり得ないですけれども、ここら辺で大震災があって東条ダムの決壊のおそれあり、土砂災害の危険性ありになった場合の避難の方法なんか、そんなことあり得ないと思いますけれども、あのときまだ曖昧なままでおったと思うんです。これが最後だと思うので、そういう検討はどうなったのかなとお聞きをしたくて質問させていただきます。
（委員長）
自然災害の件ですね。
（委員）
そうです。
（事務局）
何年か前に1000年1の関係で1.8メートルの浸水は想定しているというお話をさせてもらったと思います。今、防災計画といいまして加東市全体を見据えた防災計画、この令和2年度に制定になりまして、来月号の広報でも公表されるというのは聞いております。それによりましての対応、要は市全体の内容になりますので、そちらに基づく計画であると認識しております。

学校が当然避難所であり避難場所でありというのも対応できる計画というのは前からも説明させてもらいました。それに基づいての対応、設計をしておりますが、防災計画というのがありますので、計画に準じていくというふうにしております。
以上です。
（委員）
授業中にそういうふうになった場合に体育館が避難所、それで大丈夫なんですね。心配なもので言いました。
（委員長）
ほかに何かございませんか。
（委員）
前回にも言わせていただいたんですけれども、大運動場にトイレがなかったと思うんで、前のときに話になったときにはっきりとしなかったような感じだったので、今後つけてもらえるのかどうか、無いと多分かなり不便だと思うんですけれども。
（事務局）
トイレの話ございました。現段階は部室棟と、体育倉庫、それに付随してのというのも計画しております。数が見合うかどうかというのは学校とも今協議もしておりまして、その分の対応をどうするかというのは実際の工事が令和4年度からになりますので、課題として持っておると思ってもらえればありがたいと思います。
（委員長）
運動場のトイレですね。その4年度からの工事については倉庫棟にトイレ、数は分かりませんけれども造るということでございます。
ほかございませんか。
いろいろな意見を聞かせていただきまして、より良くなるよう、よろしくお願いしたいと思います。
それでは、その他を終わらせていただきまして、事務局のほうへ返します。よろしくお願いします。
（事務局）
委員長、ありがとうございました。
それでは最後に、少しお時間をいただきまして教育長からお礼の言葉を申し上げます。
（教育長）
冒頭の御挨拶で申し上げましたけれども、やっとここまで来たかなと思っています。様々課題がございますけれども、クリアさせながら学校づくりを進めたいと思っています。
今日で18回ですけれども、平成28年6月15日が第1回目の東条地域小中一貫校開校準備委員会でございまして、その前に東条地域の小中一貫教育推進協議会というのを4回やらせていただいて、そこでどの場所でということ、それからいつということ、それから形態、いわゆる一体型がいいのか分離でもいいのかというようなことを協議していただいたことを今でも覚えています。
その前には小中一貫教育研究会ということで8回を数えますが、平成27年2月にスタートしたということでございます。そうすると、そのときからお世話になっている方々がこの中にもおられますし、当然18回数えていますのでおおむね5年、あるいは6年間お付き合いをいただきながら今日ここまでやってまいりました。
この開校準備委員会の設置の要綱の中にこんなふうに書いてございます。加東市東条地域小中一貫校の開校に当たり、地域、保護者及び学校関係者並びに教育委員会は連携して、子どもたちのためのよりよい教育環境を創出し、地域の実態に即した小中一貫校となるよう協議する、そのために設置するんだということでございます。

もう一度繰り返しますが、子どもたちのためによりよい教育環境を創出する、配置はどうしたらいいのか、場所はどうしたらいいのか、このことはどうなるのかというような様々御意見いただいたことは全て子どもたちにとってよりよい教育環境を創出するための御意見だと私は今も思っています。

約５年間、本当にたくさんの方にお世話になっておりますけれども、子どもたちのための学校をどうしたらいいのかということで本当に一生懸命協議をしていただきましたことに感謝の思いでいっぱいでございます。その分、私たちはその責任を感じながら小中一貫教育をどう進めていくか、少しずつではありますけれども試行錯誤もしながらも小学校の先生と中学校の先生のよさを融合した学校づくり、そして地域と共にある学校づくりを目指してまいりたいと思っております。

ここで一つ提案といいますか、こんなことはどうだろうと思っていることを申し上げますけれども、いつということは明確には言えませんけれども、本当に今少しずつ形が見えてきているという建設の状況にあります。よい時期にといいますか、安全なときに、ぜひここにおられる開校準備委員会の皆さん方に御案内を差し上げますので、完成はしていない途中なんですけれども、一度建設現場の視察といいますか、見学会のようなものができればいいなと思っております。その点については、皆さん方の御意見を聞きながら実施していきたいと思います。さらに意義のある学校づくりに邁進していきたいと思っておりますので、今後とも御支援、御協力を賜りますようにお願い申し上げて、甚だ簡単ですけれども御挨拶とさせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。

３　閉　　会

【資料名】

資料１　加東市東条地域小中一貫校建設工事　工事状況写真
資料２　東条地域小・中学校式典について
資料３　コミュニティ・スクールについて
資料４　加東市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則
資料５　その他

令和３年５月２０日